

母子健康手帳改正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年十一月四日

参議院議長 西岡武夫殿

三原じゅん子

母子健康手帳改正に関する質問主意書

現在、厚生労働省の「母子健康手帳に関する検討会」が十年ぶりに開催され、母子健康手帳の様式改正に関する検討が行われていることと承知している。

当該検討会において「便色調カード」の導入について検討されているところであるが、現行の母子健康手帳には文章で胆道閉鎖症に関する便の色についての注意喚起が記載されているが、視覚で確認できる色についての共通基準がなければ、保護者はもとより、医師も見落としてしまいやすい問題がある。

先天性胆道閉鎖症は、現在の医学において原因が究明されておらず、他に有効な早期発見手段も確立されていないのが現状である。また、生後六十日以内に発見・手術を行うことができなければ、状態が急速に悪化していくために、何よりも早期発見・早期治療が重要である。そこで、以下質問する。

一 同カードを母子健康手帳に綴じ込み、視覚による注意喚起を促すことにより、胆道閉鎖症に限らず、乳児における様々な疾患の早期発見・早期治療に繋げなければならないと考える。本年八月二十三日、衆議院厚生労働委員会において、小宮山厚生労働副大臣（当時）は、同カードの活用について積極的に検討する答弁しているが、同カードの導入について政府の見解を明らかにされたい。

二　自治体及び医療機関は、胆道閉鎖症の疑いがある乳児に対して、どのような支援を行つてゐるのか、また、今後どのような支援を行うのか、政府の承知するところを明らかにするとともに、このことに対する政府の支援策を示されたい。

右質問する。